

令和6年2月16日

令和6年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和5年9月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和5年10月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和5年11月分）
- 報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和5年12月分）
- 報告第5号 定期監査の結果について
- 議案第1号 道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例の制定について
- 議案第2号 道央廃棄物処理組合公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
（第2回）
- 議案第4号 令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 議案第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年9月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年10月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 坂野 智 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉藤 隆 浩

1 検査の対象

令和5年9月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年10月18日～令和5年10月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 斉藤隆浩

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年11月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 坂野 智 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉藤 隆 浩

1 検査の対象

令和5年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年11月20日～令和5年11月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 斉藤隆浩

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年12月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 坂野 智 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉藤 隆 浩

1 検査の対象

令和5年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年12月20日～令和5年12月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 斉藤隆浩

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 坂野 智 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉藤 隆 浩

1 検査の対象

令和5年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和6年1月19日～令和6年1月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 斉藤隆浩

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和5年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 坂野 智 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉藤 隆 浩

令和5年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和5年12月8日から令和5年12月28日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和5年度4月から10月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに、12月22日に関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。なお、軽微な様式の変更は、担当に指示済みである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例の制定について

道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

(提案理由)

地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設である道央廃棄物処理組合が設置する焼却施設の設置及び管理に関する事項を規定するため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合廃棄物の処理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき廃棄物を適正に処理するため、道央廃棄物処理組合が管理運営する廃棄物焼却施設（以下「施設」という。）で行う廃棄物の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称、業務区分及び位置は、次のとおりとする。

名称	業務区分	位置
道央廃棄物処理組合焼却施設	ごみ焼却処理	千歳市根志越 2533 番地の 1

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、法及び道央廃棄物処理組合規約（平成26年2月18日市町村第1458号指令）において使用する用語の例による。

（技術管理者の資格）

第4条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（施設で処理することができる廃棄物の範囲）

第5条 施設で処理することができる廃棄物は、関係市町の区域内において排出される廃棄物とし、受入基準については、規則で定める。

（廃棄物を搬入できる者）

第6条 施設に廃棄物を搬入できる者（以下「搬入者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の委託を受けて廃棄物の収集運搬をする者
- (3) 関係市町の長又は北海道知事の許可を受けて業とする者
- (4) 関係市町の区域内で発生した廃棄物を自ら搬入する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が特に認める者

（搬入できない廃棄物）

第7条 施設に搬入できない廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 有害性、感染性、危険性若しくは引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの若しくは特別管理一般廃棄物に指定されているもの又はこれらのものが混入しているもの
- (2) 処理業務を困難にし、又は施設を損なうおそれのあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めるもの
(搬入の制限等)

第8条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設への廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

- (1) 施設の業務を妨害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は施設内の設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) 法令又はこの条例若しくは規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、時限又は日限を定めて廃棄物の搬入を制限し、又は停止することができる。

(施設利用者の義務)

第9条 搬入者その他施設を利用する者は、管理者の指示に従い、施設を清潔、かつ衛生的に利用しなければならない。

(損害賠償)

第10条 施設又は施設内の設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がその損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

道央廃棄物処理組合公告式条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

道央廃棄物処理組合公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

(提案理由)

焼却施設の組合事務所に掲示場を設置したことから、本条例第2条第2項に定める条例の公布場所に関する経過措置条項を削除するため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合公告式条例の一部を改正する条例

道央廃棄物処理組合公告式条例（平成26年2月18日条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 <u>第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「組合」とあるのは「千歳市」とする。</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第2回)

令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊1のとおりとする。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊2のとおりとする。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

- | | |
|------------|---|
| 1 工 事 名 | 道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事 |
| 2 請負契約者 | 日立造船・五洋建設・丹波組 特定共同企業体
代表者 札幌市中央区北3条西4丁目1番地1
日立造船株式会社 北海道支社
支社長 青木 充茂 |
| 3 現契約金額 | 12,272,695,853円 |
| 4 変更金額(増額) | 4,530,953円 |
| 5 変更後契約金額 | 12,277,226,806円 |

(提案理由)

令和5年2月14日に議会の議決を経た「道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事」の請負契約について、契約金額を増額変更するため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任について

次の者を道央廃棄物処理組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和6年2月16日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

住 所 千歳市勇舞5丁目6番13号

氏 名 かわべ ゆたか
川辺 豊

生年月日 昭和33年10月11日

（提案理由）

川辺豊委員の任期満了（令和6年4月10日）に伴い、引き続き選任する
ものです。

専決処分事項の指定について

道央廃棄物処理組合管理者の専決事項を次のとおり指定する。

令和6年2月16日提出

発議者	道央廃棄物処理組合議会議員	飯田 盛好		
	同		五十嵐 圭一	
	同		今野 正恵	
	同		中川 昌憲	
	同		坂本 覚	
	同		島崎 圭介	
	同		熊木 恵子	
	同		側瀬 敏彦	
	同		後藤 篤人	
	同		加藤 重夫	
	同		平井 儀一	
	同		仲山 秀彦	
	同		鶴川 和彦	
	同		斉藤 隆浩	
	同		坂野 智	

(提案理由)

地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決できる事項を定めるため、本案を提出する。

専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、管理者において専決処分することができるものとする。

- (1) 法律上、道央廃棄物処理組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額、及び求償権の放棄の決定をすること。
- (2) 道央廃棄物処理組合議会の議決を経た工事の請負契約について、契約金額を、その10パーセントを越えない範囲内で変更すること。
- (3) 1件の金額が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。